



総務省

諮問第213号の概要

(日本標準職業分類の変更)

令和8年 9 月

総務省政策統括官室（統計制度担当）

日本標準職業分類の改定について

日本標準職業分類とは

行政機関等が作成する公的統計を職業別に表示する場合の統計基準として、個人が従事している仕事の類似性に着目して区分し、それを体系的に配列したもの

分類の構成（現行）

〔3層構成〕

大分類（12項目）、中分類（74項目）

小分類（329項目）

活用状況

国勢調査、労働力調査等の公的統計で活用され、それら調査結果に基づく施策展開等に貢献

改定の目的

現行の日本標準職業分類は平成21年12月に設定されたものであり、令和7年度末で前回改定から16年が経過していることから、社会経済情勢の変化、統計調査の技術的・実務的側面、量的基準、政策・制度的要請、過去の分類との接続性確保などを考慮しつつ、分類項目の新設・統合などにより、統計ユーザー等のニーズに配慮した「分かりやすい分類」へ見直し

改定案の検討

学識経験者及び関係府省で構成する「職業分類改定研究会」を設置し、令和6年3月に第1回職業分類改定研究会を開催して以降、ほぼ月1回のペースで全25回にわたり改定案を検討し、令和8年7月に取りまとめ

前回改定時（第5回）における答申の指摘事項とその対応

【課題】

【大分類F「保安職業従事者」の管理者等の取扱い】

大分類F「保安職業従事者」のうち自衛官・警察官・海上保安官・消防員については、昭和35年の日本標準職業分類制定以来、管理者等を分離した分類項目とはなっていない。一方、現在の国際標準分類等では管理者等を分離した分類項目となっている。

今回の諮問は、近年の社会情勢の中における日本標準職業分類の重要性に鑑み、早期に統計基準として設定しようとするものであるが、国際標準分類及び諸外国の分類においても管理的職業等とそれ以外の分離の基準が区々であることや、当該職業では特殊な職位名称が多く報告者負担を増加させる可能性があること、などに鑑み、今回の改定においてこの点について結論を得ることは困難であり、時間をかけて検討する必要がある。

【職業分類の独立性】

今回の職業分類は、国際比較性の向上や産業分類から独立したものとするなどを目指しているが、個人の仕事の内容が欧米ほど明確化されていない状況などから、それを徹底させることが現実的でないと判断した部分もあり、今後の実査における状況等を見つつ、この点についてもさらに検討していく必要がある。

【対応】

国際標準職業分類では、軍人が従事する職務の多くは、医師、通信士等の民間職業と類似しているが、国際比較の目的のため、軍人に関するデータはできる限り「大分類0 軍人」に含まれる職業に分類されるべきとされていることから、我が国の職業分類もそれに倣い、自衛官であるものは職務の内容のいかんにかかわらず、現行の大分類F「保安職業従事者」に分類されてきた。

仮に、職務の内容に応じて分類項目を適用する場合、各種統計調査において、自衛官の多種・多様な職務がどの程度明らかにされるのか不透明であることなどから、引き続き同大分類に分類することとした（同じく現行の大分類F「保安職業従事者」に属する警察官等についても、自衛官と同様の取扱いとする）。

今回の改定では、国際標準職業分類に倣い、「課業」（tasks and duties）、「職務」（job）、「職業」（occupation）といった定義を見直した上で、課業（作業や任務）の遂行に必要な知識や技能などの類似性を考慮して、その職業が一般的に行うことを整理するなど、職務の内容を可能な限り見える化し、分類項目を設定した。

日本標準職業分類第6回改定の概要（1/2）

主な経過・
予定

R6.3～R8（現在）
有識者・関係省庁による検討会
での議論を経て改定案作成

R8夏～R8年中
統計委員会への諮問、
審議、答申（予定）

R8年中
決定（予定）

R8年度中
官報告示（予定）

1. 詳細な実態把握を可能とするための分類項目の見直し

※下線は新規の項目、その他は既存項目の変更等

【① 大分類の分割】

大分類B
「専門的・技術的職業従事者」

分割

新大分類B「研究者、技術者」

新大分類C「保健医療・社会福祉専門職業従事者」

新大分類D「法務・経営・教育等専門職業従事者」

新大分類E「文化・芸術等従事者」

※大分類項目数：12→15

2. 社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し

【① 就業者数が多い職業等の見える化】

- 「医療事務員」、「行政書士」、「レジスター従事者」、「調理補助者」、「客室乗務員」、「ピッキング作業員」など

【② デジタル社会の進展】

- 「セキュリティエンジニア」、「ITヘルプデスク」、「プログラマー」、「ITインフラエンジニア」など

【③ 保健医療・社会福祉分野の重要性増大】

- 「介護支援専門員（ケアマネジャー）」、「精神保健福祉士」、「管理栄養士」、「心理カウンセラー」など

【④ ライフスタイル・価値観の多様化】

- 「映像・動画制作者」、「学童保育支援員」、「ネイリスト」、「エステティシャン」、「動物世話従事者」など

3. 制度改正への対応

- 「認定こども園保育教諭」、「義務教育学校教員」、「愛玩動物看護師」など

（参考）分かりやすさの向上

- 各小分類項目の説明に、その職業で一般的に行われている主な課業（作業や任務）を追加。
- 内容例示についても、現代に合うよう大幅にアップデート（インターネット動画配信者など）。

日本標準職業分類第6回改定の概要（2/2）

改定後の大分類・中分類・小分類の分類項目数の推移

改定後			現行		分類項目数増減の主な要因
大分類	中分類	小分類	中分類	小分類	
大分類A – 管理的職業従事者	4	9	4	10	012「管理的国家公務員」・013「管理的地方公務員」の統合により小分類▲1
大分類B – 研究者、技術者	6	25	20	91	07・08「製造技術者」の統合があったものの、10「情報処理・通信技術者」の見直しなどによる新規立項等により中分類+3、小分類+6
大分類C – 保健医療・社会福祉専門職業従事者	5	26			
大分類D – 法務・経営・教育等専門職業従事者	5	23			
大分類E – 文化・芸術等従事者	7	23			
大分類F – 事務従事者	10	24	7	26	25「一般事務従事者」の分割による「医療・介護事務従事者」等の新規立項により中分類+3、311「パーソナルコンピュータ操作員」・313「電子計算機オペレーター」等の統合により小分類▲2
大分類G – 販売・営業従事者	3	19	3	19	
大分類H – サービス従事者	9	39	8	32	中分類「教育・保育補助従事者」等の新規立項により中分類+1、小分類+7
大分類I – 保安従事者	3	11	3	11	
大分類J – 農林漁業従事者	3	12	3	12	
大分類K – 生産工程従事者	8	47	11	69	49「生産設備制御・監視従事者（金属製品）」・52「製品製造・加工処理従事者（金属製品）」等の統合により中分類▲3、小分類▲22
大分類L – 輸送・機械運転従事者	5	20	5	22	644「ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者」・646「採油・天然ガス採取機械運転従事者」等の統合により小分類▲2
大分類M – 建設・土木・採掘従事者	4	16	5	22	68「土木作業従事者」・69「採掘従事者」の統合により中分類▲1、小分類▲6
大分類N – 運搬・清掃・包装等従事者	4	19	4	14	小分類「ピッキング作業員」等の新規立項により小分類+5
大分類O – 分類不能の職業	1	1	1	1	
(計) 12 → 15	77	314	74	329	

「日本標準職業分類の位置付けと役割」の新設

- 職業別に表示を行う統計相互の比較可能性を確保する分類とするため、職業分類に対する統計ユーザー等のニーズについて、以下の5種の統計を想定して分類項目を設定することを明記。
 - ①生産活動に投入される労働力に関する統計
 - ②賃金、就労状況に関する統計
 - ③教育・訓練に関する統計
 - ④労働条件・労働環境に関する統計
 - ⑤生活実態に関する統計
- 産業で必要とされる労働力を把握する公的統計にも活用できるよう、労働者と使用者との合意等により報酬が発生しない職務（例：ボランティア活動）においても職業分類を活用できることを明記。

「用語の定義」及び「分類項目の設定方法」の見直し

- 社会経済情勢の変化に伴い、副業、兼業、ギグワーカーなど多様な働き方の普及が進んでいるところ、設定時に想定し難い働き方などにおいても適切な運用を行うため、国際標準職業分類を参考に、用語の定義を見直し。
- 使用する道具や公的資格又は免許の種類等を具体の指標として、課業（作業や任務）の遂行に必要とされる知識又は技能等といった課業の類似性を考慮し、分類項目を設定することを明記。

国際標準職業分類	日本標準職業分類	
	改定案	平成21年12月告示
tasks	課業	作業
duties		任務
job	職務	仕事
occupation	職業	職業（※）

※ 現行の「職業」の定義（個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするもの）を、国際標準職業分類の「occupation（職業）」の定義を参考に、「主な課業の類似性によって特徴付けられる職務の集合」に変更

「職業分類の適用方法」の見直し

- 複数の分類項目に該当する職務に従事している場合、財・サービスの生産に直接関わる大分類を優先し、財・サービスの生産に直接関わらない大分類にまたがるものは、職務の内容を遂行するために行う長期間の教育や訓練、研修の必要性を考慮して大分類を適用することを明記。

具体的な改定内容（2/4） ～ 詳細な実態把握を可能とするための分類項目の見直し

大分類の分割

- 国勢調査における全体の就業者は、約5,960万人（平成22年）から約5,767万人（令和2年）に減少している一方で、現行の大分類B「専門的・技術的職業従事者」の就業者数は、約861万人から約1,027万人へと増加（10年間で約19.2%の伸び）。
- 現行の大分類Bには、研究者、技術者、保健医療、社会福祉、法務、経営、金融、教育、宗教家、美術家など多種多様な職業が混在。これら職業の労働構造や就業実態の的確な把握及び分析の精度向上を図るため、次のとおり4分割を実施。また、「専門的性質」に係る幅広い解釈を改め、制度的枠組みに基づく職務か否かを基準とするなど、分類のイメージがしやすい体系となるよう整理。

（単位：人）

項目名	特徴	H22就業者数	R2就業者数
新大分類B「研究者、技術者」	<u>高度の専門的水準において科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するものに対応する職業群</u> であり、科学的知識を基盤とした研究及び技術の創出・応用に関わる点で共通した性質を有している。	2,269,550	2,797,200
新大分類C「保健医療・社会福祉専門職業従事者」	<u>法令等の制度的枠組みに基づき専門性が担保される保健医療及び社会福祉分野の職業群</u> である。保健、医療及び社会福祉分野は、人々の生命、健康及び生活といった社会的基盤を支えるものであり、少子高齢化等の社会情勢の影響を強く受ける。	3,385,510	4,240,740
新大分類D「法務・経営・教育等専門職業従事者」	<u>法令等の制度的枠組みに基づき専門性が担保される法務、経営、金融、保険、教育等の職業群</u> である。公共性が高く、社会経済活動の円滑な維持・運営に関わる役割を担うものであり、多くの場合、国家資格等により専門性及び能力が担保されている点に共通性がある。	1,618,770	1,703,430
新大分類E「文化・芸術等従事者」	<u>宗教家、美術家、音楽家、個人教師等が該当する職業群</u> であり、これらの活動は必ずしも制度的枠組みによる専門性の担保に基づくものではなく、主に個人の創造性、表現、経験及び感性などを発揮することによって行われる。	1,343,190	1,529,620
合 計		8,617,020	10,270,980

※ 就業者数は国勢調査による。また、就業者数は新大分類の構成に合わせて便宜的に整理したものであり、小分類の見直し内容等は反映していない。

具体的な改定内容 (3/4)

～ 社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し

【課 題】

【対 応】

就業者数が多い職業等の
見える化

調理人には「飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事」が含まれることから、技術や仕事の内容も幅広い職業が該当することとなっている。もう少し分割することはできないか。

小分類739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」が115万人おり、増加中であることから細分化が必要ではないか。

社会的にも認知されており、一定の就業者数が見込まれる「医療事務員」、「行政書士」、「レジスター従事者」、「調理補助者」及び「ピッキング作業員」を新規立項し、既存の分類項目を「客室乗務員」等に見直し。

デジタル
社会の進展

社会や経済等の変化に伴い従事者の増加、新たな職種の誕生など大きな変化があったことから、重点的に議論し、新たな職業を適切に立項する必要があるのではないか。

民間企業へのアンケート調査結果を踏まえ、「セキュリティエンジニア」及び「ITヘルプデスク」を新規立項し、既存の分類項目を「プログラマー」、「ITインフラエンジニア」等に見直し。

保健医療・社会福祉
分野の重要性増大

保健医療・社会福祉分野の就業者数が増加しており、これら職業の労働構造や就業実態を的確に把握する必要があるのではないか。

職務に独自性のある「介護支援専門員（ケアマネジャー）」、「精神保健福祉士」、「管理栄養士」及び「心理カウンセラー」等を新規立項。

ライフスタイル・
価値観の多様化

現行の中分類42「その他のサービス職業従事者」のうち7割以上が、小分類429「他に分類されないサービス職業従事者」となっている。その中には、社会の変化に伴い新たに生まれ、一定数の就業者が認められる職業がないか検討してはどうか。

「映像・動画制作者」、「学童保育支援員」、「エステティシャン」、「ネイリスト」及び「動物世話従事者」等を新規立項

制度改正への対応

【課 題】

認定こども園法の平成24年改正、平成27年4月施行により、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設（認定こども園）が創設

学校教育制度の多様化等を推進するため、学校教育法の平成27年改正、平成28年4月施行により、小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校の制度が創設

愛玩動物に関する獣医療の普及等を目的とした愛玩動物看護師法の令和元年公布、令和4年5月施行により、「愛玩動物看護師」の資格制度が創設

【対 応】

「認定こども園保育教諭」を新規立項

「義務教育学校教員」を新規立項

「愛玩動物看護師」を新規立項

(参考) 分かりやすさの向上

- 現行の日本標準職業分類の各分類項目の説明において、「場所」が記載されるケースがあるが、情報通信技術の進展により場所にとらわれない働き方が増えてきた現代において、「場所」の説明が不要と思われるものは見直し。
- 国際標準職業分類における分類項目の整理に倣い、「その他」項目を除くすべての小分類項目に、厚生労働省編の職業分類や職業情報提供サイト（job tag）などを参考に、その職業で一般的に行われている課業（作業や任務）を追記。
- 内容例示についても、現代に合うよう大幅にアップデート。

【参考 1】 統計法令における統計基準の位置付け

統計法令における「統計基準」の関係条文

【統計法】（平成19年法律第53号）抄

（定義）

第2条 （略）

9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。

（統計基準の設定）

第28条 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第1項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

【統計法施行令】（平成20年政令第334号）抄

（統計基準の設定方法）

第10条 法第28条第1項の統計基準は、公的統計の統一性又は総合性の確保を必要とする事項ごとに定めなければならない。

【参考2】小分類項目の説明・内容例示の見直し例（分かりやすさの向上）

【日本標準職業分類の解説（例：小分類「営業・販売事務員」の見直し）】

改定後	現行
341 販売・営業事務員 <u>売上伝票の管理、顧客リストの作成など販売・営業に関する事務や、融資・貸付事務などの職務に従事するものをいう。</u> <u>商品の直接売買・仲介・代理等の商取引をするもの及び営業活動を行うものの補助として、本務者と異なる職務に従事するものも含まれる。</u> <u>この職業で一般的に行うことは次のとおりである。</u> ・ <u>売上伝票・見積書・納品書・請求書・契約書などの書類の作成及び管理</u> ・ <u>顧客リストの作成及び管理</u> ・ <u>顧客に提供する商品の仕入れに係る事務処理</u> ・ <u>顧客に提供する商品の在庫・納期の管理</u> ・ <u>販売・営業従事者の指示に沿った、商品の紹介や勧誘、訪問予約の取付け</u> ○ <u>販売事務員、販売伝票記録整理員、株式等金融商品販売事務員、保険契約事務員、生命保険契約事務員、損害保険契約事務員、銀行等金融機関貸付係・融資係事務員、旅行会社カウンター係、旅行業務取扱管理者、オンラインショップ販売補助員、営業事務員、営業アシスタント、機械器具・自動車販売アシスタント、不動産業セールスアソシエイト、営業管理事務員、見積員、商品仕入係事務員（生産現場・倉庫でないもの）、リバイヤー（バイヤーの補助事務）、テレフォンアポインター</u> × <u>ITヘルプデスク〔098〕、コールセンターオペレーター〔293〕、通信販売受付事務員〔293〕、会計事務員〔301〕、銀行窓口事務員〔301〕、原価計算事務員〔301〕、原材料仕入事務員〔321〕、出荷・受荷事務員〔322〕、郵便事務員〔333〕、介護保険事務員〔352〕、生命保険相談員〔392〕、原料仕入人〔395〕、材料仕入人〔395〕、旅行代理店員〔399〕、銀行融資担当者〔406〕、郵便局保険窓口係〔406〕</u>	281 営業・販売事務員 <u>売上伝票の管理、顧客リストの作成など営業・販売に関する事務の仕事に従事するものをいう。</u> 本項目に分類されるものが行う作業等を列挙 ○ <u>営業事務員；販売事務員；販売伝票記録整理員；株式販売事務員；銀行貸付係事務員；旅行社カウンター係</u> 具体的にどのような職業が該当するのか内容例示を大幅にアップデート 本項目に該当しない職業（混同するおそれがある職業）を明示